明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働九四）　一
〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務一六七）　七
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同一六八）　八
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一六九）　九
○労働安全衛生規則第五十二条の十第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（厚生労働二五一）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金解散・清算人就任関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一九

省令

○厚生労働省令第九十四号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）及び労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の三　面接指導等（第五十二条の二―第五十二条の八）」を「第一節の三　長時間にわたる労働に関する面接指導等（第五十二条の二―第五十二条の八）　第一節の四　心理的な負担の程度を把握するための検査等（第五十二条の九―第五十二条の二十一）」に、「第五十二条の九」を「第五十二条の二十二」に、「安全衛生改善計画（第八十四条―第八十四条の三）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四条―第八十四条の三）」に改める。

第十四条第一項第一号中「及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの」を「の実施及びその」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三　法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

第一編第六章第一節の三の節名を次のように改める。

第一節の三　長時間にわたる労働に関する面接指導等

第五十二条の二第一項中「に面接指導」を「に法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）」に改める。

第一編第六章第二節中第五十二条の九を第五十二条の二十二とする。

第一編第六章第一節の三の次に次の一節を加える。

第一節の四　心理的な負担の程度を把握するための検査等

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法）

第五十二条の九　事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

一　職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目

二　当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

三　職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目